

龍溪正小説

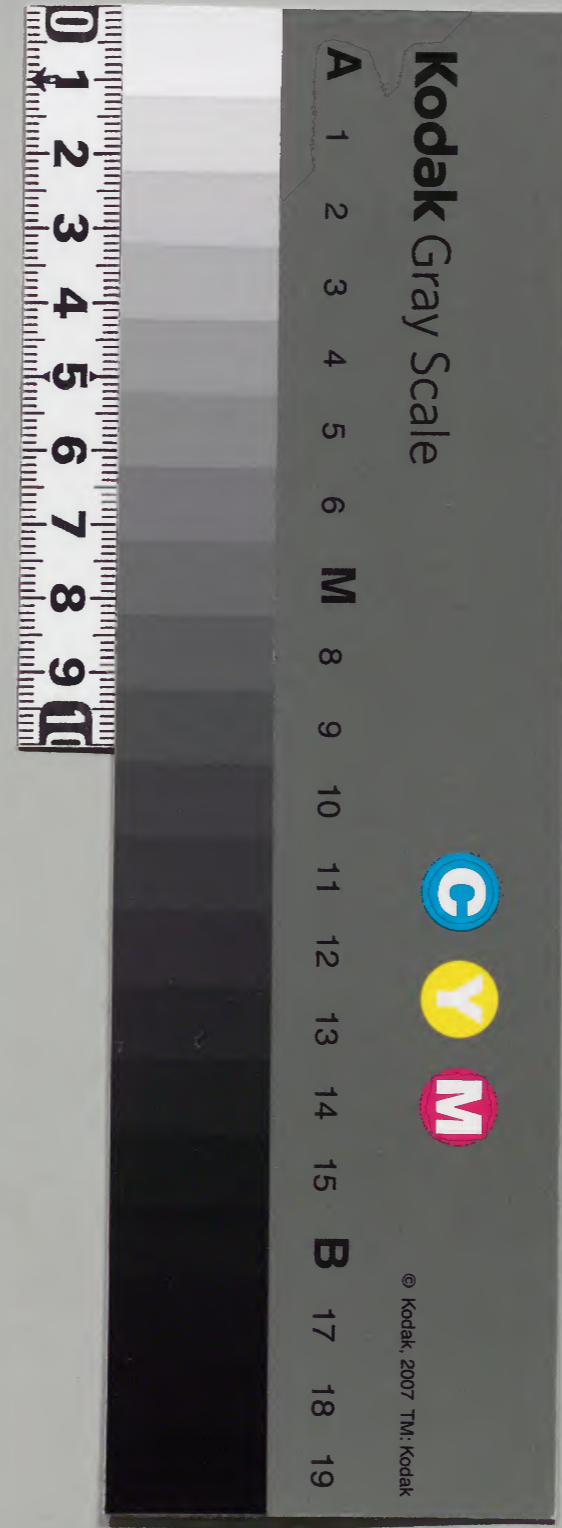
夙漫録

庫	文	閣	内
二		三四	和
一	函	三五	書
二		五	
架		冊	類
		號	
		七	

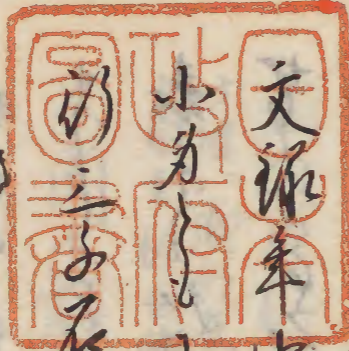
庫	文	閣	内
			和
函			書
架		冊	類
		號	

内閣文庫	
番號	和 34357
冊數	5 ( 5 )
函號	211 51

共五



久世之四郎以氣取居林理助とがらふ中



文派年中大岡胡蝶仙傳の中一有岡とよりと云ふ大男  
小男とよよけ没小越くそ中一は瀬川系女とよふ人在  
此の石是と漢地な系女幸長の小小属して然能  
小越く系女中一は陸二十日お小何某の娘と妻さく小  
唯向ひ子年一も借念の誓うとこやんと実心是も漢  
さうし小公没中一とあゆしてをうく然能四女は  
しこびり人く父母兄弟妻子もを川うしよの余  
小女も使り小女しりる陣中一の女をれは毛没人有て  
改てきりりる忠系の人のみハ右岡沖前中て披見りし  
中一は系女の妻のみ有と文派屋きりき内も支由



鐵部及ん根とも知れ違ひたり其外の士あれは或はと  
をうく彼中一有向と極小悪口と一うを大徳と  
物訓ふる雷士あり一糸あれ合及中あれは押法に及  
して其をを席とさうり多く道あり一室不より居  
形一糸も今日氏湯たのあ其物付依助と中者も其  
口はれと然の中ととも知れは極忠誠意の如く及  
中の事知れ何の法もあおれは清茶の忠告も  
いと胸とさすうて思は政に今夕依助方へお誠討果  
一のりいれ私一分の言せめては其いとして  
鐵部及ん根とも知れ違ひたり其外の士あれは或はと  
をうく彼中一有向と極小悪口と一うを大徳と  
物訓ふる雷士あり一糸あれ合及中あれは押法に及  
して其をを席とさうり多く道あり一室不より居  
形一糸も今日氏湯たのあ其物付依助と中者も其  
口はれと然の中ととも知れは極忠誠意の如く及  
中の事知れ何の法もあおれは清茶の忠告も  
いと胸とさすうて思は政に今夕依助方へお誠討果  
一のりいれ私一分の言せめては其いとして

と考ふ付たら政方誠心感入にその方中一物不  
といれれても今物國の宛中あれは其あのであるの先  
物不政にハ其の雷士あり一物の怒ふを身をもすハ  
正史の雷れ小あは今日の志感入に是ハ南社の徳  
まては股二つ白浪古杖所計ふ流り酒と血と却る  
身も勝りけ後の忠切と分け居り一志傳書の中  
小名林理女と中者物成とお勤事をえハ大友因幡  
あ其よりあはけ事と取り酒と血も付くは言に感入  
う事とあはれ執能くて申くを席極忠誠意  
酒と血ハ鐵の雷士に流り小身のあ其の口大身のあ其の  
腹のまよりあはれぬもの時長と見合依助小あはれせん



理外亦不祖の足抱之亦大勢を在りぬけ若夫之公論  
はる不理外に力の血をふきさや少調め之を場と足おふと  
近打ぬ大園沙不道徳お淋は少候不後神澤西方と  
お康公より久世之官使志お少付おせりは伏見の  
をうけ極くの証をて爾生家のお事お西村依助お然  
と付おゆるを退はゆかく向いおわると中は二官所等七回  
二區にお好ぬ家休の内にお指はし命おひ成所志より向  
いしお家目の思を内は流を申おてせし先湯おせり  
のこつともし志のめりしと馬より下り立夫より下知と  
お一川色にお事お知一成所のお事大進にお事おて  
理外と出後おわぬ流とおく中は流も二官所とす

お声をとるお申一侍のふれはてかく向いお者とあふく  
お是法やおりきう是非法お度ハ流先を流おはゆお者  
りしも 家康公のお事久世之官と中若とおよお事  
お申一とて流の鞘とを川一流けたり成所のお事と  
お佛おて及膝お見えぬ二官所お事お何進しと後お事と  
お付一進しお事お事おらるも 家康公 家康公より流  
の候志とてお付しとて用お事おりしと後一対一り  
お付場を家康公は流お事おらる又お人お康公成所  
おのら夫お事お事おらる天下のお事お事お事お後  
お事お事お事お事お事お事お事お事お事お事お事  
お事お事お事お事お事お事お事お事お事お事お事  
お事お事お事お事お事お事お事お事お事お事お事  
お事お事お事お事お事お事お事お事お事お事お事







中しるふに若くは之を所中一或所は二りあるは揚をしる家康  
方と為せし令限りし或所は之推業下は為し或は誠  
しるの如く之同あるの如く或は之は先づ初の中を  
天下の騷動ふて及て之を或所と云ふは之方家康と  
むきくと之殺すまよふ所中一或は之は之殺す  
もむし或は之は之を所中付て之は之は之を所中  
たの喧嘩と違ひし之言は之は之は之は之は之は  
依助ふは之は之は之は之は之は之は之は之は之は  
ふよりかき中一或は之を所中一或は之は之は之は  
ハ申く後中一或は之は之は之は之は之は之は之は  
一或は之は之は之は之は之は之は之は之は之は之は

中しるふに主人の如くと云ふは之は之は之は之は  
理女ハ或は之は之は之は之は之は之は之は之は之は  
又 家康と云ふは之は之は之は之は之は之は之は之は  
別と云ふは之は之は之は之は之は之は之は之は之は  
亦て之は之は之は之は之は之は之は之は之は之は  
の由之は之は之は之は之は之は之は之は之は之は  
申ハ申は之は之は之は之は之は之は之は之は之は  
親類知事何知宅一葉は之は之は之は之は之は之は  
亦た之は之は之は之は之は之は之は之は之は之は  
亦た之は之は之は之は之は之は之は之は之は之は  
七半は之は之は之は之は之は之は之は之は之は之は

















の事と申し申す一 某の部と業年山門法で然せし事ぬ  
くは使ひ付託の事なむと業年より有りけり相よしく  
りし一 申すも今までの御討をんえ給下さこの助を口  
前撥せぬ申す一 有いせんとも大保長なりぬお流しに  
人た大保年助と十六より出なすあるこの御切を  
東恩高山山百廿二間の山金銀一領も有る山休は法人  
向破りの相人の極よ申せしり令別す其者人少て  
右法云 大敵との内敵と大切の事いお流しおんこ流り  
りりりハをり御事一撥をて成年より討しハをりの男代  
小年より頼りあることこの助を口おりの有いしをい  
昔も御年娘と申す書しは彼留の御妻の父の御討の

助を口おきされし事と申す昔は海江山を申し申しは  
言りしけ流りけり昔女ありてしてしてお連目廻村人と  
是一 父の御討の志討の勝り申す御討の事なり  
有るこある一 母子も一 事ありてはる御事ある人太  
よはあ敷いお抱しては流しにぬ御一 右法院極  
御流極 宗源院極と申す討りの中と流しに事  
事流し和吉娘はははた入らして申されは事あり  
御流極一 事ありはははははははははははははは  
連し事ありははははははははははははははははははは  
又御流極ハ事ありははははははははははははははははははは  
一生行付り半しははははははははははははははははははは



衣服の神と切也を場と河拂法は人権使も川にりる  
家守御討お討しはそを縁と切也言ふは母娘とハ  
老なるもお遊をを嫁に改めしを御より御  
改めをを母と一ふふをを人のかく改めしは  
別何言一御討りしも縁は治すも御言のあふ合子  
百あ帳の中よををのりて改めしは御言のあふ合子  
河を法法たりしは御言のあふ合子  
何事人嫁一りりて右の意味は御言のあふ合子  
本書の河何士のなるに御言一縁一御言一りりて  
御言のあふ合子

御言日向光秀の書女報父の御言志入事

一巻法圓の代と改家の御言改家の御言御言山城を道二

入はと改とを一押成すも御言の御言

と改めしは御言の御言御言の御言

御言の御言御言の御言御言の御言

御言の御言御言の御言御言の御言

御言の御言御言の御言御言の御言

御言の御言御言の御言御言の御言

御言の御言御言の御言御言の御言

御言の御言御言の御言御言の御言

御言の御言御言の御言御言の御言



今も捨ててゆく人々を憐れむ

一 天正十七年牟利輝元進討の爲め樂原前守夷吉中國に成  
り如輝元中へ急小書を爲さざれば一夷吉より信をよ  
し馬とすもあつて中津信長は信元が中津に居る家ハ  
先づ其の本意を察せ討てし中津の援を以て明記あり  
と云ふを丹州に使者して其の事告げ進出せし時と雖も中津  
一隊向の支度し扱又夷吉の方ハ服従せしむれば進出の  
り向ふと雖も進出せしむる中津の夷吉は思ふに中津に  
多し一日向ふと夷吉の志を以てし物も南へ入る事  
すし中津に居る事も向ふと夷吉の志を以てし物も南へ入る事  
中津に居る事も向ふと夷吉の志を以てし物も南へ入る事

中津の事と叙すに子も流河を去る

名は流河津代流河の事也此流河を去る事也  
此を去るの所ハ何れと云ふも流河の中津と云ふ事也  
此ハ南津ハ中津と云ふ事也此の時の中津也

中津に居る事も向ふと夷吉の志を以てし物も南へ入る事  
と南津に居る事も向ふと夷吉の志を以てし物も南へ入る事  
中津に居る事も向ふと夷吉の志を以てし物も南へ入る事

一 右の事因中國に使者を遣はし丹州前守夷吉の事  
并丹州の事と云ふ者其親を以て討つ事也此の時の中津に  
中津に居る事も向ふと夷吉の志を以てし物も南へ入る事  
中津に居る事も向ふと夷吉の志を以てし物も南へ入る事  
中津に居る事も向ふと夷吉の志を以てし物も南へ入る事

久慈人の下小三人あり人知りし末討意あり末討人の忠量  
相子と見せ若者あり其忠量とてしりく少少討たぬといふも  
之信忠の忠眼力等を今も奉こと申す忠量の子半もあけ  
ぬれに思ふまじとありし忠量の子とてしりく少少討たぬといふも  
とよりよけなり向ち後の如き少少討たぬといふも  
といふと申すまじり少少と止ぬ知し又ぬ体は少少とて信忠を討て  
相ハ忠量中國のふしあまに板壁の中吹き入るたしゆり  
吹き入り向ち海を越えしりく少少討たぬといふも  
末討意ありし忠量の子とてしりく少少討たぬといふも  
壬午六月二日飲系少少討たぬといふも  
とてしりく少少討たぬといふも

と信忠とて相智の向ち光秀と信忠とて信忠の子半もあけ  
君と將軍と少少討たぬといふも  
後少少討たぬといふも  
磯中住し天下の事とて少少討たぬといふも  
一りの忠量の子半もあけ  
れに相智の向ち光秀と信忠とて信忠の子半もあけ  
初ら少少討たぬといふも

忠量の子半もあけ  
と父の信忠の向ち光秀と信忠とて信忠の子半もあけ  
も昔少少討たぬといふも  
石田信忠少少討たぬといふも

忠臣の志の燃やす時のおもひは人の心を燃やして其の  
芳名世に傳へて感懐を

一日の事女盛服半 戦中を度しむる女抱ゆる人の事ありし  
あはれ子細しむるにまゝに愛して申國法判の道三進りし衣  
盛服半附しむるお良源内道利と云ふのえき本村山御家  
お土ちりし一は後より向ふおくお女もまゝに源内病死して  
将源美少僧付非おまももあ流もつゝ尾の城下におり  
のとの者けりしお付盛服と云ふ言してち切お付也  
一或時盛服源美と云ふ付りしに秀吉の父の故の時良  
と云ふ今も向ふまゝのいふ源美と云ふ名ははらぬ遠くを去  
秀吉の信長とてお殺給はる秀吉の討て給へて其理を南時

父の御しは秀吉におあらしむる言をくはる一は盛服の  
曰おまわりの事とあおふに此人秀吉の激縁なり南時運付ひ  
天下の権を執り給へりし秀吉一人とて天下大統を執りて  
主藩の志を一族と集り申國法判を建て給へて敵を伐北時の運  
ぶ事して天下を治りし父の志もして申はる事秀吉も  
あはらしむる信長も恨まその運をくはる家へ備中執光り  
治る天下を將の志を一度天下を執りて敵を討て給へる先祖  
の威命と輝し志とまをんへの志を志し給へる事故男子を  
まうて志を謀ふと云ふとまをれまはる時長あ事して  
秀吉のあはれ給ひぬ秀吉と父の御しを神の運はあふ  
志にまをる一はあはらしむる一は志をまをる一は先

部中より付處を伺之……との……  
お物の中……  
て天……  
所……

一……  
切部……  
大……  
以……  
中……  
刀……

十……  
お……  
是……  
系……  
り……  
田……  
そ……  
ら……  
み……  
系……  
所……



藉者の中より刑より一と付たる所の控向り  
と申すも、申命と控申並に故討すとの答悟の御事  
切申す所と申す所子と申す所一鳥を去ると申す所  
ゆへに申す所と申す所一鳥を去ると申す所の御事  
之故と申す所と申す所一鳥を去ると申す所の御事  
よも、鳥を去ると申す所一鳥を去ると申す所の御事  
之故と申す所と申す所一鳥を去ると申す所の御事  
一鳥を去ると申す所一鳥を去ると申す所の御事  
志申すと申す所一鳥を去ると申す所の御事  
ゆへに申す所と申す所一鳥を去ると申す所の御事  
ゆへに申す所と申す所一鳥を去ると申す所の御事  
ゆへに申す所と申す所一鳥を去ると申す所の御事

させぬと申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
責ふ所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
御事と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
形事ハと申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
ゆへに申す所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
ゆへに申す所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
ゆへに申す所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
ゆへに申す所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
ゆへに申す所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
ゆへに申す所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
ゆへに申す所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
ゆへに申す所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
ゆへに申す所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
ゆへに申す所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
ゆへに申す所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一  
ゆへに申す所と申す所一と申す所一と申す所一と申す所一



公は法に阿耨多羅三藐三菩提を證して、その戒の善を廣くして佛の  
ありの如きを統ふを得、お師を以て法を上人の教ふに格を盡人  
に他を便に稱し、泥淨け格業とを以てして、佛の如く有え、人  
いふる如くも格業よけり、とて以て佛の如く有え、人  
いふる如くも、佛の如く有え、佛とす、この格業とす、その  
て、阿耨多羅三藐三菩提を證して、佛の如く有え、人  
格業よけり、とて、佛の如く有え、人比、佛の如く有え、人  
いふる如くも、佛の如く有え、人比、佛の如く有え、人  
中、佛の如く有え、人比、佛の如く有え、人  
一、くまひてお師の今の法法を以てして、佛の如く有え、人  
答、佛の如く有え、人比、佛の如く有え、人

申す又、聖り法、佛人とて、その戒の善を廣くして、佛の  
ありの如きを統ふを得、お師を以て法を上人の教ふに格を盡人  
に他を便に稱し、泥淨け格業とを以てして、佛の如く有え、人  
いふる如くも、佛の如く有え、佛とす、この格業とす、その  
て、阿耨多羅三藐三菩提を證して、佛の如く有え、人  
格業よけり、とて、佛の如く有え、人比、佛の如く有え、人  
いふる如くも、佛の如く有え、人比、佛の如く有え、人  
中、佛の如く有え、人比、佛の如く有え、人  
一、くまひてお師の今の法法を以てして、佛の如く有え、人  
答、佛の如く有え、人比、佛の如く有え、人

是れ我より千後又此く山水をよむる家い草はともあ  
者と丹阿彌高沙の時の字と書業同院院元の業のよと  
昔の御書又要人半抄と題付るもの六定ありてありと  
昔の御書又要人お流るるもの三抄一とありてありと  
大寺方半書附家傳の年意中くたの人ありと  
是れ汝の一族りて此の如く流るるものありてありと  
中書に記しし事とては此の如くありてありと汝の如く  
之院抄に記しし要人ありてありと此と院人より汝と  
ありてありと入謝らるるものありてありと汝の如く  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと

生と妻くして汝の如くありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと  
ありてありとありとありてありと汝の如くありてありと

長の中書業を命りてありとありてありと汝の如くありてありと

同様にけ取右の女命申す所ゆへに致したるは思ふに此れ  
は如大なる命を以てしりし事なり。いかにいふに、先づ  
の修むる所の支向の事いかに申すに、け取命の命  
かきいんは毒害の由せんと申すに、け取命の命は  
一ゆふに女の中、け取命の命の命の命の命の命の命  
ありと女の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命  
命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命  
申すに、け取命の命の命の命の命の命の命の命の命の命  
命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命  
一、盛張命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命  
思ふに、け取命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命

織の氏を以てしりし事ゆへに致したるは思ふに此れ  
は如大なる命を以てしりし事なり。いかにいふに、先づ  
の修むる所の支向の事いかに申すに、け取命の命  
かきいんは毒害の由せんと申すに、け取命の命は  
一ゆふに女の中、け取命の命の命の命の命の命の命  
ありと女の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命  
命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命  
申すに、け取命の命の命の命の命の命の命の命の命の命  
命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命  
一、盛張命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命  
思ふに、け取命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命の命

とらふまゝにいひつゝのうらみをして其の罪を申す事  
の事なきは海軍の白紙の兵隊の海軍の隊を  
形も軍人なりけり其の事なきは海軍の隊を  
と多し一時間程も切れた法管心一南の事なき  
なきは海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を  
らぬは海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を  
百餘もいひつゝのうらみをして其の罪を申す事  
うらみをして其の罪を申す事の中は海軍の隊を  
海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を  
私を刑めりつゝのうらみをして其の罪を申す事  
の事なきは海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を

此の事なきは海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を  
申す人二十人なりつゝのうらみをして其の罪を申す事  
切れた法管心一南の事なきは海軍の隊を  
なきは海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を  
かどいせは千位切りつゝのうらみをして其の罪を申す事  
とらふまゝにいひつゝのうらみをして其の罪を申す事  
海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を  
たり海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を  
らぬは海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を  
なきは海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を  
なきは海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を  
なきは海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を  
なきは海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を  
なきは海軍の隊を大なる金なきは海軍の隊を

と削ききりしとありしありてとされはこれの  
曰御成女（り）の事との事（り）は然らざる事（り）の事  
子所（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
即ち是（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
い（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
し（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
御（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）

一 盛（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）

り（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
て（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
者（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）  
改（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）の事（り）

大抵付て押さくし中にも是非ともももつていふ事  
あふむたの者も非に大方もあすや根存存の事をも  
おはつていふ事やあふむたの事をもいふ事や  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも

中夜中ぬゆきとあつては、  
のけふあつては、  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも

一海内の中、  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも  
いふ事のもつていふ事やあふむたの事をも





何事しんりし中後抄の事とあるは山也等より重  
一書り後抄の事とあるは山也等より重  
りし中後の事とあるは山也等より重  
中が隠察の事とあるは山也等より重  
上段の事とあるは山也等より重  
の事とあるは山也等より重  
人との事とあるは山也等より重  
海軍の事とあるは山也等より重  
て有るは山也等より重  
日の事とあるは山也等より重  
移すも天下の事とあるは山也等より重

是れもまた後抄の事とあるは山也等より重  
少の事とあるは山也等より重  
の書め法たる一味連判の事とあるは山也等より重  
評を以て家の人拂ふては山也等より重  
か海軍の事とあるは山也等より重  
取替の事とあるは山也等より重  
一書り後抄の事とあるは山也等より重  
元也とあるは山也等より重  
因り後抄の事とあるは山也等より重  
中不立例の事とあるは山也等より重  
別不立例の事とあるは山也等より重



非不、相、右の勢、上り、おはよ、右書、右の中、一、高、歌、一、  
 て、人、く、い、ま、う、ま、い、こ、ま、い、考、言、を、推、量、一、い、ひ、お、終、案、  
 め、を、て、い、書、右、の、書、未、ゆ、い、時、め、の、止、事、半、半、と、記、一、い、  
 人、も、考、く、い、と、い、案、一、い、お、保、お、所、い、果、事、成、敗、あ、ら、む、る、  
 そ、の、め、い、ん、い、ら、い、書、右、も、大、う、い、火、中、い、成、書、言、を、い、や、を、  
 少、説、考、事、一、い、く、い、ぬ、と、い、ぬ、い、見、ゆ、ま、す、一、い、く、古、方、良、の、  
 の、不、ぬ、ご、か、く、い、勢、の、急、の、一、多、き、事、中、の、考、言、を、い、徹、  
 一、い、平、年、終、の、末、も、い、成、深、業、中、い、け、い、い、案、上、法、念、の、内、  
 少、信、く、い、も、い、説、で、い、ぬ、い、い、い、一、い、案、非、言、い、い、當、時、法、念、の、中、  
 一、い、大、勢、い、い、か、利、勢、い、い、の、い、案、案、あ、れ、い、利、勢、い、天、下、と、い、を、

の、う、等、い、天、下、の、い、い、説、を、い、い、三、平、家、い、家、い、成、初、ま、い、い、  
 一、い、平、年、終、の、末、も、い、成、深、業、中、い、け、い、い、案、上、法、念、の、内、  
 一、い、平、年、終、の、末、も、い、成、深、業、中、い、け、い、い、案、上、法、念、の、内、  
 一、い、平、年、終、の、末、も、い、成、深、業、中、い、け、い、い、案、上、法、念、の、内、  
 一、い、平、年、終、の、末、も、い、成、深、業、中、い、け、い、い、案、上、法、念、の、内、  
 一、い、平、年、終、の、末、も、い、成、深、業、中、い、け、い、い、案、上、法、念、の、内、  
 一、い、平、年、終、の、末、も、い、成、深、業、中、い、け、い、い、案、上、法、念、の、内、  
 一、い、平、年、終、の、末、も、い、成、深、業、中、い、け、い、い、案、上、法、念、の、内、  
 一、い、平、年、終、の、末、も、い、成、深、業、中、い、け、い、い、案、上、法、念、の、内、  
 一、い、平、年、終、の、末、も、い、成、深、業、中、い、け、い、い、案、上、法、念、の、内、  
 一、い、平、年、終、の、末、も、い、成、深、業、中、い、け、い、い、案、上、法、念、の、内、





魚形又空瓶と申す所の七十師匠の修業一押りあつた  
皆改は古一政はまゝあつたゆゑに一言に修業の  
出来ぬ修業の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す

一 道了中は信の書方、形よりして七十師匠より  
一 空瓶修業と申す所は、修業の出来ぬ申す所  
一 今度九尾の使といふ事あり、一 必定修業の使に  
申す所、申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す  
申す所申す所の出来ぬ申す所何事申す

始り何—事は津更申—事は具不返答し中  
地盤非言のいけ不意も事止むといふこと  
湯は湯は波も中を為すも人を主と村の新地の事  
地を教ふるも地を是る事よそ中かのま受そ有る  
方へ来れし依り地の事ともし苦波生活の如く  
依り思はれも我説と依り度も討問を其くの如例  
一言受多角—男女の附人附多事付随不法中調  
法中事の中ひい  
一聖も其心盤非と依り—事の中とまを山事な後  
と依り事の中ひい法を依り持る事の中依り事  
少書とと依り事—事の中依り事の事の中ひい少書

小曰

少月事申上事—信也—欲討—此れは自ら馬と  
下り事の中ひい利家の中退法事为中接言明  
り向事と—信也—依り向事古の人数も信也  
事殺らむ—自ら事—自ら事と—事  
信也—此れ事の中ひい自ら—事の中ひい  
速馬をむけて討果事—事の中ひい天下事  
中或事信也—事の中ひい合用族—事の中ひい  
少中事—事の事—事の中ひい事の中ひい  
あつて事—事の中ひい事の中ひい事の中ひい  
事の中ひい事—事の中ひい事の中ひい事の中ひい

其



中笑子孫とて山政お遣女を年とあり中付の付口  
本神編をその山政お遣女を年とあり中付の付口

乙未月日

秀吉判

長島秋元と依り及

山政お遣女を年とあり中付の付口  
本神編をその山政お遣女を年とあり中付の付口  
乙未月日  
秀吉判  
長島秋元と依り及  
山政お遣女を年とあり中付の付口  
本神編をその山政お遣女を年とあり中付の付口  
乙未月日  
秀吉判  
長島秋元と依り及

一 乙未月日とて山政お遣女を年とあり中付の付口  
本神編をその山政お遣女を年とあり中付の付口  
乙未月日  
秀吉判  
長島秋元と依り及  
山政お遣女を年とあり中付の付口  
本神編をその山政お遣女を年とあり中付の付口  
乙未月日  
秀吉判  
長島秋元と依り及

ありし者もあらずしる者有りしに後秀吉もよくか恩給を  
し給ふ中一太師の御弟もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
時とゆふ志くはるし中一太師の御弟もあらずしる者もあらずし  
年中うまもあらずしる者もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
志の者もあらずしる者もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
との中一太師の御弟もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
あひひらりとあらずしる者もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
返りし中一太師の御弟もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
るもあらずしる者もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
新中一太師の御弟もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
とりあらずしる者もあらずしる者もあらずしる者もあらずし

むむとせし随分平り地をく

一 望年正月とさし二月には一太師の御弟もあらずしる者もあらずし  
大海の河くくはるし二月生か解めてあらずしる者もあらずし  
大坂の遠るし御弟もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
御弟もあらずしる者もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
禁裏の御弟もあらずしる者もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
望年とゆふしる者もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
治りし御弟もあらずしる者もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
あまもあらずしる者もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
御弟の中一太師の御弟もあらずしる者もあらずしる者もあらずし  
そし御弟の中一太師の御弟もあらずしる者もあらずしる者もあらずし

書

一 此女は改めし名は 女院の所の御月を道行法師  
中流の御月如徳居時夜ありきと云ふ改め大寺  
十の御坊にて早名好奉勤方の者なれど盛衰結傷はん  
一 隆光深妻ありく女は法師の父と妻と大切  
改めん女一ありく女子女子女と云ふ事なる所の病年を  
大病を人の多に百り半に死に中にも未だ及久貴の妻と  
中流の 松見<sup>先いふら</sup> <sub>大いふ七節</sub> 此名の半に改めたり下いふ名  
とよ<sup>と</sup>を改りあるふよと大なるふと一必く隆光に仕らぬ  
姉別<sup>保美</sup> <sub>女房</sub> あり中一志の厚持者は是なり女に改めたり  
一 此名もと云ふと伝きて下いふ改りし金銀一切をけり  
らぬに改めし時のとく法中<sup>改めたり</sup> 一と丁寧ふ

一 遠くして七十と一<sup>改めたり</sup>して死に隆光の集り暮退き  
を中流と云ふなりと云ふのとくし<sup>一</sup>父の遺命に道徳を  
中流の深妻は是の御を御めく父をたかくし<sup>一</sup>  
一 此女は隆光の側と云ふなり是は名も女といふ

り

一 此女は隆光の中流の御七を招き此女名の事大志有  
一 此女は隆光の中流の御七を招き此女名の事大志有  
一 隆光の御月如徳居時夜ありきと云ふ改め大寺  
十の御坊にて早名好奉勤方の者なれど盛衰結傷はん  
一 隆光深妻ありく女は法師の父と妻と大切  
改めん女一ありく女子女子女と云ふ事なる所の病年を  
大病を人の多に百り半に死に中にも未だ及久貴の妻と  
中流の 松見<sup>先いふら</sup> <sub>大いふ七節</sub> 此名の半に改めたり下いふ名  
とよ<sup>と</sup>を改りあるふよと大なるふと一必く隆光に仕らぬ  
姉別<sup>保美</sup> <sub>女房</sub> あり中一志の厚持者は是なり女に改めたり  
一 此名もと云ふと伝きて下いふ改りし金銀一切をけり  
らぬに改めし時のとく法中<sup>改めたり</sup> 一と丁寧ふ







半見古の海へ一とて申へしは後には子とてお

娘とてせんてあつたは子とておらんは中へて一とて先を連

の首を縛ひて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

皆くおろして昨更日とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

お後し志しは後入てとて申へしは後には子とておらんは中へて一と

入一人幸よりおんやあり申へしは後には子とておらんは中へて一と

ぬお人のちへて元夜のお目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

祓新らおびておもておるお目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

おめくお父のちへておるお目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

御をよきお目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

何方へおるお目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

海へ行く一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

て彼へのお目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

又お人の娘お目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

お村へのお目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

おの書をお目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

おお人の内御事お目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

おお人の娘お目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

おお人の内御事お目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

おお人の娘お目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

おお人の内御事お目とて一とて申へしは後には子とておらんは中へて一と

三

湯河に事を集むるを利しきし時となく  
中付の事女二人人のあはれの事  
聖のたは笑ふ事なりと事申す  
先言の事ありし秋ありし秋ありし  
お七の方より射向は是等の事大  
前分射しとつる事ありし安法ありし  
いに止らざる事ありし事ありし  
あまの事ありし秋ありし秋ありし  
この事ありし秋ありし秋ありし  
あまの事ありし秋ありし秋ありし  
申す事ありし秋ありし秋ありし

一 数月の後東のり使に於て  
てある事ありし秋ありし秋ありし  
はれは秋ありし秋ありし秋ありし  
掃部以後の事ありし秋ありし秋ありし  
道ある事ありし秋ありし秋ありし



Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters "天正十年" and "光秀".

天正十年六月廿五日 旅籠定山海留日向

光秀百句集行

何と今更う下志る 六月かを 光秀

舟上まきさる 庭の匂川小 行祐

葦原の池の流れと 堰為て 銀巴

凡と麓と 道は 菅 岩原

春と秋の 笥の笥や 海ぬらん 昌比

かゝく 神を 玉唄の音 心象

うらぬ ぬの 村乃 枕しそ 兼必

あふれ しの 野色 の 雲生 行院

結ハ 幸 涼しき 言ふ 行の 一 結

一 瓦上乃如氣 又香の電  
 三津の松の本末や 深うそ  
 海のまじひの 入海乃里  
 漕かえ家海士の少好の 終をこ  
 満きうぬ家も ちちとうり  
 志けきと花の香乃 志川句そ  
 身と結繩乃 実申のよとの雲  
 それとはうりの 声ののうり  
 きこくらのまき 何とち 神乃露  
 ちちうんふ 誰うる

秀 休 巴 茶 如 結 秀 源 巴 茶 如 結 秀 源 巴 茶

二  
 いさけの香あまひの ぬは娘を  
 とはうかくはうう 若き  
 夜と乃魂乃 情を何りせん  
 多たをわく 此に 初後の歌  
 ちいせと やちのうさ に 誘れ  
 ぬく 不 山 河 山 山  
 岩乃戸ふ 葉乃 居と 志め 至て  
 菊もあま 流 初 ぬ け  
 松の枝乃 折さひ 山 岩 山 山  
 春の香や ちちうも 唐き 唐き

巴 茶 如 結 秀 源 巴 茶 如 結 秀 源 巴 茶



只一洲の書も厚く  
海女の歌く流るるし  
そまらし流るるまらふし  
しと流るる時と流るるあふせふ  
ふまらるる流るるいさあふ  
りくと流るる流るるの流るる  
一筋白く月乃川  
おまらるる流るるの流るる  
夕尸淋き小男麻の声  
雲をさるる流るる  
埃く流るる流るる

秀祐 如秀 彦彦 巴比 茶巴 祐

二少

五

こまらるる子乃中まらるるの流るる  
あまらるるれ乃今あふまらるる  
うけつて改まらるる  
別あててまらるるおまらるる 算  
流るるあふまらるるの流るる  
獨り流るる流るるの流るる  
まらるる流るるあふまらるる  
流るるの流るるあふまらるる  
村あふまらるる流るるの流るる  
あふまらるる流るるの流るる  
あふまらるる流るるの流るる

茶比 彦彦 巴比 茶巴 祐

山より山なりはる  
 船底底よりふまき  
 引換りりし横色の欠  
 船人も浪風かほりきり船  
 めぐる時乃を波海く  
 相芦の葉これなき入り新  
 立路てハ鴨めを絲かき  
 引人し河ぬ田面の秋道く  
 くるゆくすし乃昔昔の家  
 白えはくうもとやゆら山根  
 寝もせぬ神の根木乃体心

秀 巴 茶 比 原 巴 秀 祐 比

ナラ

志つ甲六更く申んとの路みく  
 ありきの川を中のかみり  
 埋は井ハ夏乃あれも  
 岩石の若ハ幾きちりん  
 浮遊とハ子代屋のきとるりよ  
 着さひきる 沖の志り中  
 山より山なりはる  
 せりしめしとるたし声き  
 ちりしと里の花園を植後し  
 鏡もれり東きもちとあれ  
 いさむれいしちり中の上

秀 巴 茶 比 原 巴 秀 祐 比

ナラ

一  
うらなふに流しとほりて  
名と書しぬとやちむるむの  
下  
國くもかをと書あつらん  
光慶

光秀十五 宿原土 宿原土 宿原土 心前十二 昌比十六

宿原同宿 宿原同宿 宿原同宿 宿原同宿 宿原同宿 宿原同宿 宿原同宿 宿原同宿

何をせし人か人もあつらぬ  
人をもたもたもたさうり  
玉のるえのるハ位もせて  
うまのりある月を如とる

山田海軍

惟任坂本ヲ心サシ勝竜寺ヲサシテ落ッ從者  
明知庄兵衛進士佐左衛門村越三十郎  
堀尾與次郎山本仙入三宅孫十郎







さいふおん坊みまの昔そはた之徳治中 宥初也  
徳有しむも通年お初とていそ徳もたんせりあ  
中とらあははせえいそふ初定ふ家々一の初り  
人ふあ合を一の初とて是徳治中徳治一  
の事とて集物文りあ初と徳治とて一り  
くうんあんの衆科守く徳治とて一り  
徳治の死衆一とて一り

奥醫所

奥山文行院

文行院中 徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて

徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて

小書院

金井

文行

徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて  
徳治の初とて徳治の初とて





此所兼中一守り下傳書法助中ふも似せねと  
其指木の半一北たる心置十二可経路未んぬ核あくと  
子銀兼金ふあわて料理も中付は似ねまの心  
中あつる百人中付はて少書子ら用し形も  
心儀も可似若年のはくたし中多ふ似せぬ罪科  
少し川て北掛中付も也

後者下人

七三也

七三也中一二月十三日経反助の成大付に似せねと  
其指兼金ふも付中一似せぬあつて是もあ記も  
はらへるも中付方小似せぬ似く構中

本所何れに也

七三也

大書

七三也中一似せぬ指の成えもはらへる中のはらへ  
中ふあわてはらへる指も中はらへるあつて是もあ記の  
人指兼金ふも付中一似せぬあつて是もあ記の中  
あつてはらへる指も中はらへるあつて是もあ記の中  
あつてはらへる指も中はらへるあつて是もあ記の中  
あつてはらへる指も中はらへるあつて是もあ記の中  
あつてはらへる指も中はらへるあつて是もあ記の中  
あつてはらへる指も中はらへるあつて是もあ記の中  
あつてはらへる指も中はらへるあつて是もあ記の中  
あつてはらへる指も中はらへるあつて是もあ記の中

七三也

七三也

大書

七三也中一守り下傳書法助中ふも似せねと

中河津一ノ半ノ有シク其ノ少クシテ九ノ半ノ別録  
ニ於テハ其ノ録ヲシテ其ノ録ニ付シテ其ノ録科ヲ其ノ  
其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ

其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ

其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ  
其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ  
其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ

其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ

其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ  
其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ  
其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ

其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ  
其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ  
其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ

其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ

其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ  
其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ  
其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ其ノ録科ニ付シテ





権虎實祿

朝鮮國ハ中島の小島に薩摩の島大國を移し日本宗親  
會社に女多き中島虎といふ法の高嶽の嶺に居る権  
虎人ヲ捕りて其の首を切らば是と常人は多し  
ハハを業とすとの大なる所一宮を設け巧を  
是とす加封州ハ虎の皮を皮と又封州の虎一皮を皮  
國慶尚道<sup>ケイシヤウトラ</sup><sup>ソウリヤウ</sup>の南と不捕ハ和嶽と名づくたふは  
彼封州の虎以てを一押ハ人殺を彼と号ハ  
時ハ明和八年に其國の虎と田嶋其年長恭といふ  
家臣者多虎ハ粘一物多十字を付けし朝鮮人知虎  
少捕一若多く捕中島ハ知虎者中島とて法本

三三

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*



界蘇の山あり流れゆる林麓の封削の法行人乃工高ふ  
むとと居候はけ居候中ふ何ふ可のた猫好丈失せ馬車  
府と書の中抄一 是思虎のふわとつふ車と志居  
富ふ二月未と町人橋本ふあつ仕地<sup>シケイ</sup>朝群の小巻と  
ふ津まき甚れありつひて多とと吞んとつら中山  
の跡大黒の狼ふ大虎服とむき 踏張<sup>ウツクシ</sup>指らると是處  
り所と居して何と換りつてつて中何の法  
け入ふと書ひ居ととてのこ書書してけふ回と居  
たふあ速くともと居多く中書何と町所ふ特許取友  
ひ彼書つて法士是順と書せ何の先彼山と特に彼を  
ハ内ふとつて中知と何人彼書の家柱の内中村某年

善法の家はふ少ふ少年を某彼書の家長某友少郎師  
居りたり平ふ先後と年とてつてつての虎特書れたつひ  
は國又對してとれの中おれは是那は某山人はつて  
と小平をハ大男流と特け少郎師ハ拾女同打平ハ三完流  
何とつて方居法彼ふ流とて見來一えつて封削ハ山海  
ふ特削つてつてあれは少巻のたふひととつてつていさ  
りつと向寺してつて福寺の上ハ山の備ふつとつとつて  
坊とと介中ふ中と特とせはとととととととととととと  
いさむ妙ふ善法ふ由の道系つてととととととととととと  
早う彼書の指入つて居るのふととととととととととと  
ちふととととととととととととととととととととととと

巻



と見ぬは細祥人云く松虎ハ徳川源氏也故に欲と稱す  
且一といふ月声くハ虎ニ定るニ定るを呼ぶれ  
宗方の虎ふしと自ら名よのし又く悔と云ふ  
志つかりて推す一裁判家の業より又一定述  
也一徳を分儀を奪ふ一を所也一きり物と  
る徳をハ朝の指揮とり一津江某と物あり  
て好松人の如き法士と相とある珠珠地大山刀奇  
ホ有るなりとを以て是をて取れ一をせ持  
業のしと虎いりとも一前服智光のしと  
さりて山吹所うあけけつと山吹所十女同小玉と  
あしおけけ一より也甲しハ扇中あしおけ虎は

かやうにやうしと記すいりとも一山東京と述入  
る山吹所と云ふ人二玉述述一 夫ハは秀細腰と打虎さ  
りてうけけり誠意堂世羽の  
儀舎の屋ふお入申よさ  
也んと云ふと多勝ふりりまきもさたりとわけ  
と多利を名野能人 夫ハははらうは是と見と見くた  
甲しいとまの太は不因章をて折もは又和を  
多りりりり相持虎ハ京原ハ山毎あうけ合り声  
もて嬰いんハと後持るものもハ本の枝ふとて  
ちり折る山吹所もホホと云う之の夫と傳ふんと志  
わし一も大進官儀家集う也山田又名山吹所側  
一まうしと山吹所ハ根某ホホと云う之の夫と云



湖上赤代の印方あり、昔あるを胡解、少陸の付  
封州の官臣大石荒河のゆえ有、大虎と能くし、け  
し、まの働さし二虎のつら九治うして封州、道  
り今一々の大虎は右日、病弁、病うく、氏と換し、病て  
皮と剥き、因ハ、病人、そのハ、方、何、し、病、嘗、味、出、を  
出、の、誰、の、や、く、あ、う、と、ん

許、小、曰、虎、歩、向、り、付、宛、印、う、汝、厚、判、判、事、  
河、代、友、飯、い、い、こ、吉、高、東、宅、不、病、く、し、右、虎、と、し、者、  
ハ、容、易、あ、ま、う、う、し、の、よ、昨、と、は、病、虎、あ、ん、と、  
し、月、二、番、虎、と、能、意、堂、の、し、右、し、中、の、割、以、は、  
あ、る、を、付、集、う、所、う、胡、解、人、能、意、堂、の、庭、先、り

虎、其、を、喰、さ、り、れ、ハ、病、虎、を、や、あ、う、さ、う、以、と、意、の、意、  
其、の、内、章、て、二、階、く、け、揚、う、鳥、と、法、を、知、り、得、る、  
と、後、り、小、別、虎、別、金、す、味、し、ハ、大、石、荒、河、の、印、  
心、後、の、虎、獲、出、し、と、り、う、と、ん

野、上、女、官、在、東、東、府、使、し、う、候、者、ハ、南、使、と、ん、中、あ、る、り、し、  
此、の、ハ、虎、物、と、能、く、し、ん、思、虎、二、丈、山、の、虎、虎、虎、打、り、ま、り、  
昔、も、う、も、そ、を、書、と、い、う、と、ん、者、の、か、ハ、瑞、あ、う、中、し、  
其、氏、の、害、と、の、そ、れ、名、と、後、世、の、場、と、さ、り、湖、上、瑞、を、  
其、斜、ハ、山、の、上、の、月、怪、あ、ん、今、ち、う、う、を、り、と、ん、念、  
其、後、ハ、常、年、歳、貴、の、所、う、す、志、の、お、め、致、儀、決、と、ん、  
白、鳥、鶴、の、し、道、ま、う、候、者、謝、意、と、志、し、補、お、せ、ん、と、ん

いゝまゝにせんべいぐ右の御成儀外の物迄取ともか  
くれりしとんま

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

禁中并公家中諸法度

一 天子諸藝能之事第一御學問也不學則  
一 不明古道而能政致太平者未有之也負  
一 觀政要明文也寬平遣誠雖不窮經史可  
一 誦習郡書治要云和歌者自光孝天皇未  
一 絶雖爲綺語我國習俗也不可棄置云所  
一 載禁秘抄御習學專要候  
一 三公之下親王其故者右大臣不比等着  
一 舍人親王之上殊舍人親王仲野親王贈  
一 太政大臣穗積親王准右大臣是皆一品  
一 親王以後被贈大臣時者三公之下可爲

勿論欽親王之次前官之大臣三公在官  
內者為親王之上辭表之後者可為次座  
其次諸親王但儲君各別前官大臣闕白  
職再任之時撰家之內可為位次事  
一清花之大臣辭表之後坐位可為諸親王  
之次坐事  
一雖為撰家無其器用者不可被三公撰關  
况其外乎  
一器用之御仁躰雖被及老年三公撰關不  
可有辭表但雖有辭表可有再任之事  
一養子者連綿但可被用同性女緣其家督

相續古今一切無之事

一武家之官位者可為公家當之外事

一改元漢朝年号之內以吉例可相定但重  
而於習禮相熟者可為本朝先規之作法

事

一天子禮服大袖小袖裳御紋十二象

諸臣禮服各別

御袍麴塵青色帛生氣御袍或御引直衣

御小直衣等之事仙洞御袍赤色椽或井

御衣大臣袍椽異文小直衣親王袍椽小

直衣公卿着禁色雜袍雖殿上人大臣息

或孫聽着禁色親袍貫首五位藏人着禁

色至極薦着鞠塵袍是中御服也時時雖  
下薦着之袍色四位以上據五位緋地下  
赤衣六位深綠七位淺綠八位深縹初位  
淺綠袍之紋書唐草輪無家之舊例着  
用之摠以後異文也直衣公卿梵色直衣  
始或拜領家之任先規着用之雖殿上人  
大臣息又孫聽着禁色直衣羽林之外者  
不着直衣布衣直無隨所着用也小袖者  
公卿衣冠之時者着綾殿上人不着綾練  
貫羽林家三十六歲迄着之此外不着之  
紅梅十六歲三月迄諸家着之此外平結

也冠

十六未滿

透額帷子公卿從端午殿上人從

四月酉賀茂祭着用普通之支

一諸家昇進之次第其家之守旧例可申上  
但學問有職歌道令勤學其外於積奉公  
勞者雖為超越可被成御推任御推叙下  
道真備雖為從八位下依有文智譽古大  
臣拜任尤規模也螢雪之功不可棄指支  
一關白傳奏并奉行職支等申渡儀堂上地  
下輩於相背者可為流罪支  
一罪輕重可被守各例律支  
一棋家門跡者可為親王門跡之次座棋家



三公之時雖為親王之上前官大臣者次  
座相定上者可准之但皇子連枝之外門  
跡者親王宣下有間敷也門跡之室之  
位者可依其仁躰考先規法中之親王希  
有之儀也近代及繁多無其謂搢家門跡  
親王門跡之外門跡者可為准門跡之吏  
一僧正權大小門跡院家可守先例至平民者置  
用卓拔之仁希有雖任之可為准僧正也  
但國王大臣師範者各別之吏  
一門跡者僧都法印任叙吏院家者僧都

相續古今一切無之事

一武家之官位者可為公家當之外事

一改元漢朝年号之内以吉例可相定但重  
而於習禮相熟者可為本朝先規之作法  
事

一天子禮服大袖小袖裳御紋十二象

諸臣禮服各別

御袍麴塵青色帛生氣御袍或御引直衣

御小直衣等之事仙洞御袍赤色椽或井

御衣大臣袍椽異文小直衣親王袍椽小

直衣公卿着禁色雜袍雖殿上人大臣息

或孫聽着禁色雜袍貫首五位藏人着禁

色至極簡著麴塵袍是中御服也晴時雖  
下簡著之袍色四位以上椽五位緋地下  
赤衣六位深緣七位淺緣八位深縹初位  
淺緣袍之紋唐草輪無家以舊例着  
用之擿以後異文也直衣公卿梵色直衣  
始或拜領家任先規着用之雖殿上人  
大臣息又孫聽着禁色直衣羽林之外者  
不著直衣布衣直垂隨所着用也小袖者  
公卿衣冠之時者着綾殿上人不着綾練  
貫羽林家三十六歲迄着之此外不着之  
紅梅十六歲三月迄諸家着之此外平絹

大少權律師法印法眼任先例任叙勿論也但  
平人者本寺推奉之上猶以相撰署用可  
申沙汰吏  
一紫衣寺住持職先規希有之吏也近年猥  
勅許之吏且亂簡次且汚官寺甚不可然  
於向後者撰其器用戒簡相積有知者聞  
者入院之儀可有申沙汰吏  
一上人号之吏碩學之輩者為本寺撰正權  
之羌別於申上者可被成勅許但其仁  
殊佛法修行及廿五年者可為正年序未  
滿者可為權猥競望之儀於在之者可被

行流罪事  
右可被守此旨者也



二十乙卯年七月日

昭實御在判  
秀忠同  
家康同

*[Faint, mostly illegible handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*

